別紙様式第９号（第50条の46関係）

目	次
（略）	（略）
1～12　（略）	
13　その他特記事項	
（略）	（略）

（記載上の注意）

指定信用事業等紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定信用事業等紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（業務の代理の認可の申請等）	（業務の代理の認可の申請等）
第十一条　（略）	**第十一条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。	3　農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
一～十三　（略）	一～十三　（略）
十四　業務代理組合が、次のいずれにも該当しないと認められること。	十四　業務代理組合が、次のいずれにも該当しないと認められること。
イ　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者	イ　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者（刑の執行猶予中の者を除く。）	(2)　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者（刑の執行猶予中の者を除く。）
(3)～(8)　（略）	(3)～(8)　（略）
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）
十五～四十　（略）	十五～四十　（略）
4～12　（略）	4～12　（略）
（農林中央金庫法施行規則の一部改正）	

第四条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（農林中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）	（農林中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）
第七十一条の三　（略）	**第七十一条の三**　（略）
2　（略）	2　（略）